

公告 7 第 3 号
令和 8 年 2 月 18 日

がん研究会健康保険組合
理事長 河本 上総



令和 8 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)について

健康保険法第47条の規定による、任意継続被保険者の令和 8 年度の標準報酬月額は、下記の通りであることを公告します。

記

- ① 令和 7 年 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額の平均額
492,589 円
- ② 上記月額を基礎とした標準報酬月額
500,000 円

適用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※この結果、任意継続被保険者の令和 8 年度標準報酬月額は、
資格喪失時の標準報酬月額か、②の上限額のいずれか低い方になります。
上限は年度ごとに見直されます。

以上